

中土佐町遠距離通勤支援補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 1 日

告示第 66 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、中土佐町補助金等交付規則（平成 18 年中土佐町規則第 37 号）第 20 条の規定に基づき、中土佐町遠距離通勤支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、町外に通勤する者の安定した就労を支援するとともに中土佐町への移住意欲の喚起と定住人口の増加を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、中土佐町補助金等交付規則（平成 18 年中土佐町補助金等交付規則第 37 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、各申請年度において次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 町内の住居から中土佐町役場を起点として 35 km 以上遠方の町外に通勤する者で月 10 日以上通勤している者。但し、国道 197 号線又は県道 19 号線を利用の場合は別途算定する。
- (2) 4 月 1 日時点で 35 歳未満であること。
- (3) 雇用保険の適用事業者に常時雇用されていること。
- (4) 生活保護を受給していない者。
- (5) 補助対象者に町税及び使用料等の滞納がないこと。
- (6) 補助対象者及び補助対象者の属する世帯全員ならびに補助対象者の勤務先が、中土佐町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 24 年中土佐町規則第 26 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に関与する者等）に該当しない者であること。

2 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める者

(補助の期間等)

第 4 条 各年度の補助対象期間は、申請年度の初日を含む 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

2 補助申請期間は、初回の交付決定を受けた年度から最長 5 ヶ年度とする。

3 令和12年4月1日以降は新たな初回申請は受け付けず、2年度目以降の継続の申請のみを対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、月額5,000円とする。ただし、住居が上ノ加江、矢井賀、大野見の場合は1,000円を上乗せするものとする。

(補助申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年度1月1日から2月15日までの間に中土佐町遠距離通勤支援補助金交付申請書(兼請求書)(様式第1号。以下「申請書」という。)に在職証明書兼通勤手当支給額証明書(様式第2号)を添えて、町長に提出しなければならない。但し、2月15日が休日の場合は翌開庁日まで受付可能とする。

2 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、中土佐町遠距離通勤支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

3 補助対象期間の始期が月の途中である場合は、その翌月分からの期間を対象とするものとする。

4 第2項の規定による交付決定通知後に申請者が第3条の要件に該当しなくなったときは、当該期間は本補助金交付対象外とする。

5 町長は、補助金の交付決定について、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の交付決定がなされたときは、すみやかに補助金を交付するものとする。ただし、月の途中で第3条に定める要件に該当しなくなったとき又は、前条第4項に定める要件に該当することとなった場合は、当該月の補助金は交付しない。

(決定の取消し)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) 町税等の徴収金を滞納したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱及び中土佐町補助金等交付規則に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を中土佐町遠距離通勤

支援補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、中土佐町遠距離通勤支援補助金返還命令書(様式第5号)により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和16年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。